

第4期「加東市教育振興基本計画」の策定について

1. 策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)が改正され、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。国においては、これまで、平成 20 年に教育振興基本計画、平成 25 年に第2期教育振興基本計画、平成 30 年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成 23 年3月に「加東市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。計画期間:平成 23 年度～平成 27 年度)、平成 28 年3月に「第2期加東市教育振興基本計画」(計画期間:平成 28 年度～令和2年度)、令和3年3月に「第3期加東市教育振興基本計画」(以下「第3期計画」という。計画期間:令和3年度～令和7年度)を策定し、第1期計画から第3期計画を通して、「人間の育成」を基本理念とし、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現をめざし、教育の充実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌して、本市がめざす教育の方向性と、今後講ずるべき教育の施策等を示す「第4期加東市教育振興基本計画」(以下「第4期計画」という。)を策定します。

2. 計画の概要

(1)計画期間

令和8年度から令和 12 年度までの5年間

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第3期加東市教育振興基本計画									
					第4期加東市教育振興基本計画				

(2)策定時期

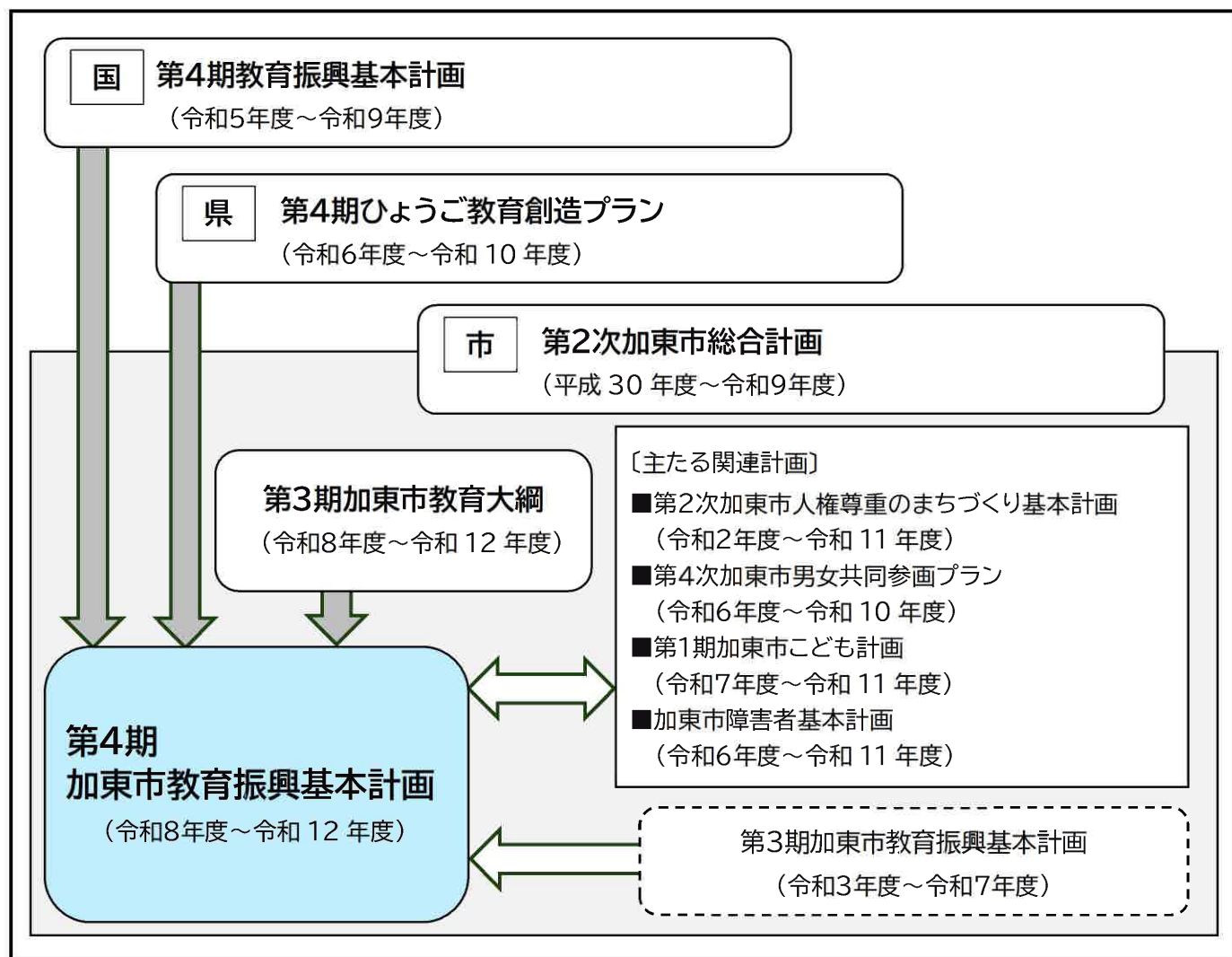
令和8年3月予定

(3)計画の対象

家庭教育への支援を含め、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策を対象とします。

(4)計画の位置づけ

第4期計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「第2次加東市総合計画」に基づく個別計画として位置付けています。国の「第4期教育振興基本計画」、兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。



	国：第4期教育振興基本計画(概要)	県：第4期ひょうご教育創造プラン(概要)	
計画期間	令和5年度～令和9年度	令和6年度～令和10年度	
	計画のコンセプト 【2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成】 ● 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく ● 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要 ● Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成 【日本社会に根差したウェルビーイングの向上】 ● 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ● 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視 ● 日本発の調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイングを発信	計画の基本理念：兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり (1)兵庫が大切にしてきた教育 (2)新型コロナウイルス感染症の拡大による影響 (3)2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿 重点テーマ：『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成 ● 自ら「在りたい自分」や「在りたい社会」を描き、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながらその実現に向けた課題を発見・解決し、新たな価値を「創造」していく力を育むこと ● 多様な人々が共に暮らす社会において、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し相互に育ち合いながら、これまで兵庫が大切にしてきた「絆」を深めて、子どもたちの成長を支え、誰一人取り残されないよう、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築していくこと ● 自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成すること	
基本方針1	グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	基本方針1	予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進
基本方針2	誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	基本的方向	(1)「確かな学力」の育成
基本方針3	地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進		(2)「豊かな心」の育成
基本方針4	教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進		(3)「健やかな体」の育成
基本方針5	計画の実効性確保のための基盤整備・対話		(4)社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成
教育政策の目標	1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成		(5) 特別支援教育の推進
	2. 豊かな心の育成		(6) 幼児期の教育の充実
	3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成		(7) 高等教育(大学)の推進
	4. グローバル社会における人材育成		(8) 私学教育の振興
	5. イノベーションを担う人材育成		(9) 人生100年を通じた学びの推進
	6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	基本方針2	すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築
	7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	基本的方向	(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進
	8. 生涯学び、活躍できる環境整備		(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進
	9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上		(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進
	10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進		(4) 関係機関等との連携の強化
	11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成		(5) 子どもたちの安心・安全の確保
	12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	基本方針3	安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実
	13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	基本的方向	(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進
	14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働		(2) 修学環境の整備・充実
	15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保		(3) 教職員の資質・能力の向上
	16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ		(4) 学校の組織力の向上

3. 加東市教育振興計画策定委員会 スケジュール(案)

●市長から諮問（5月27日）

第1回（6月20日）

〔当局説明〕

○計画策定の趣旨及び検討スケジュール

〔協議事項〕

○第3期教育振興基本計画の成果と課題

第2回（8月初旬）

〔協議事項〕

○第4期教育振興基本計画の骨子案（基本理念、基本方針、構成等）

第3回（9月下旬）

〔協議事項〕

○第4期教育振興基本計画の素案検討

第4回（11月中旬）

〔協議事項〕

○第4期教育振興基本計画の素案検討

★12月中旬から1月上旬 パブリックコメント（1か月）

第5回（令和8年1月下旬）

〔協議事項〕

○第4期教育振興基本計画最終案

●市長へ答申（令和8年2月）